

# 大学を拠点とした「循環型教育」による 多文化共生社会の実現

## Realizing a Multicultural Coexistence Society through University-Based “Circular Education”

川 島 美奈子（共同研究代表）内 山 尚 美

### 1. はじめに

#### 1-1. 問題の所在

多文化共生については、保育の現場においても外国にルーツを持つ子どもたちが珍しくなくなった。総務省の令和2年国勢調査<sup>1</sup>によれば、日本人人口は2015年と比較すると178万3千人減少（1.4%減）している。一方、外国人人口は83万5千人の増加（43.6%増）となっている。この傾向は2010年から同様に継続している。総人口に占める外国人の割合は2015年の1.5%から2.2%に上昇しており、特に2015年から2020年の外国人の増加率（43.6%）は顕著である。

また、本学には、後述するように2012年度から「留学生センター」が設置されている。これは、在籍する留学生の国籍や語学力、学力も多岐に渡るため、語学力不足の留学生をサポートする必要性と、また留学生特有の生活不安を解決するためのサポート機関が必要となったためである。また、東日本大震災や円安等、留学にとってマイナスとみなされる事象から、大学での留学生数は2021年をピークに減少傾向にある。ただし短大においては、2019年度をピークに一旦減少に転ずるも、2025年度では再度上昇傾向にある。日本語能力不足によって学習で抱える困難もさることながら、留学生については同国人のみでグループ化したことによる日本語能力の低下、それによって起きる日本人学生と交流する機会が失われるという課題が生じている。

もっとも留学生全数が日本人と隔絶した環境を希望するわけではない。留学生、日本人のうち、お互いに交流し理解を深めたいという学生は一定数存在する。そして、本学で学んだ留学生のうち、日本人学生や地域社会と交流し、日本定住を希望する卒業生の中には、起業し地域づくりを担う存在になろうと希望する、意欲の高い人達も存在する。そういった留学生は地域の貴重な人的資源となり、卒業後も後輩に自らの経験やスキルを共有している。すなわち「循環型教育」が成立している。

この循環型教育を全学に広げ、地域に広げるためにどのような条件が必要なのか、共同研究を行うそれぞれの専門分野から整理することが、本稿の目的である。今回は多文化保育と多文化協同組合の先行研究の整理を行い、次稿の実証分析につなげることにしたい。

## 1-2. 多文化共生の定義

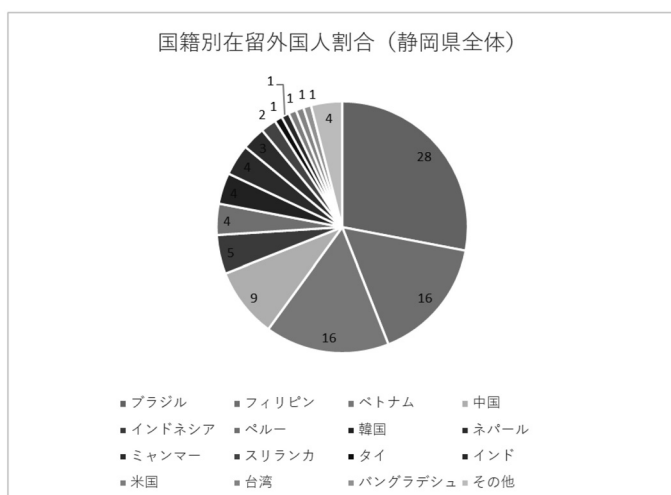
多文化共生とは、2006年3月「多文化共生の推進に関する研究会報告書」によれば、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと<sup>2)</sup>と定義されている。この定義からすれば、海外にルーツを持つ永住者・定住者・留学生の文化的差異を互いに理解し、海外ルーツの人々が「主体的に」地域社会に関わることが「多文化共生」である。本稿ではこの定義を採用し、留学生がどのように主体性を獲得し、大学内や地域と交流、共生していくかについて、以下考察を進める。

## 2. 多文化共生の状況

多文化共生を論じるにおいては、静岡県及び静岡市に居住する外国人の状況、そして静岡英和学院大学及び短期大学部に在籍する外国人の状況を把握する必要があるため、以下その概況をまとめていく。

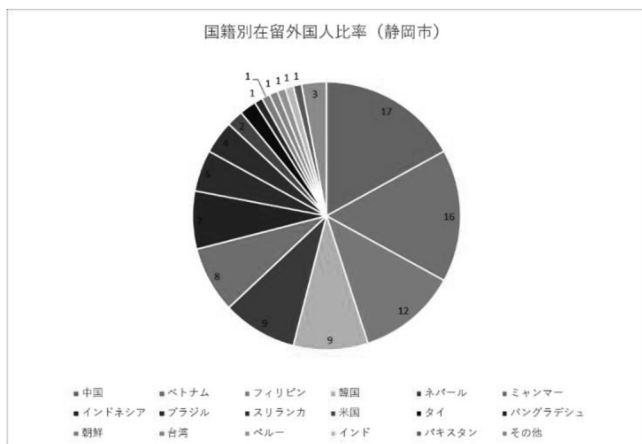
### 2-1. 静岡県の状況

静岡県在住の外国人国籍別割合は、図1の通りである。令和5年度において、在留外国人のうちもっとも多くを占めているのはブラジルであり、全体の28%を占めている。これは、1990年の「出入国管理及び難民認定法」により、自動車関連産業に従事するブラジル人の受け入れが進んだためである<sup>3)</sup>。したがってブラジル国籍の外国人は、浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、菊川市などに多く居住している。



### 2-2. 静岡市の状況

静岡市在住の外国人国籍別割合は、図2の通りである。令和5年度において、最も多い国籍は中国であり、ベトナム、フィリピンがそれに続く。これは静岡大学及び静岡県立大学の留学生が多いこと、その留学生が卒業後定住者となることが理由だと推測される<sup>5)</sup>。



### 2-3. 静岡英和学院大学・短期大学部の状況

静岡英和学院大学及び短期大学部に在籍する外国人留学生のうち、人数の多い国籍を上位3国について、推移をまとめたのが表1及び表2である。大学において、2012年から2017年までは中国が1位であるが、2018年以降はベトナムが1位となる。これは、ベトナムが「2010年代にASEAN諸国の中でもトップクラスの高い経済成長を達成」<sup>6</sup> したこと、ミャンマーが「2012年以降安定成長を続けている」<sup>7</sup> ことなどが背景にあると考えられる。

表1 静岡英和学院大学に在学する留学生国籍上位3位推移

大学	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1位	中国	中国	中国	中国	中国	中国	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
2位	ベトナム	ベトナム	ミャンマー	ベトナム	ベトナム	ベトナム	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
3位	ミャンマー	ミャンマー	ベトナム	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー ネパール	ネパール	ネパール	ネパール	ネパール	インドネシア	インドネシア	インドネシア

表2 静岡英和学院大学短期大学部に在学する留学生国籍上位3位推移

短大	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1位	中国	中国	中国・ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ネパール
2位	ベトナム	ベトナム	ベトナム	中国 ミャンマー	ミャンマー	スリランカ	スリランカ	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー	ベトナム	スリランカ	スリランカ	スリランカ
3位	ミャンマー	ミャンマー	インドネシア フィリピン	中国 ミャンマー	ネパール	ミャンマー	ミャンマー	スリランカ	スリランカ	スリランカ	インドネシア ア	スリランカ インドネシア ミャンマー	ベトナム 中国 バングラデシュ	ミャンマー

### 3. 多文化保育と多文化音楽教育

前述の通り静岡県内ではおよそ11万人、静岡市には1万2千人もの外国人が居住しており、教育の現場においても多文化教育が行われている。そして音楽教育においても諸外国で実施されていた多文化音楽教育をモデルとして、日本国内でも多文化、異文化教育がなされるようになった。その

後保育・幼児教育においても多文化保育の実践や研究がさまざまに行われ、特に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、三法令とする）における5つの領域との関係性も研究が始められている。しかし、領域表現との関連については未だ少数である。

そこで多文化保育の可能性を領域「表現」と多文化音楽教育の関係から、大学を拠点とした循環型教育による多文化共生社会の可能性を探りたい。

### 3-1. 領域「表現」と多文化保育

保育者養成課程における多文化保育に関する教授内容では、「多文化共生社会の現状や課題」、「多文化家庭に対する子育て支援」、「多文化子どもに関する園生活の援助と内容」などが多く行われている。その一方、「多文化保育の実際を知る体験」を取り入れている養成校はわずかで、このような学生の多文化保育の体験学習は今後取り組みたい内容として多く挙げられている。しかし保育者養成課程において多文化保育を独自科目として設定しているのは13.0%に留まり、他の科目の中への多文化保育の内容を組み込みは82.2%である（n=92）。その他文化保育内容を取り扱っている科目の中で「保育の内容・方法に関する科目」「領域および保育内容の指導法に関する科目」は57件ある。保育の5領域においては領域「人間関係」「言葉」「環境」では確認されているが、「表現」に関する言及は見受けられない<sup>8</sup>。

そこで領域「表現」のテキストについて「多文化保育」の記述について2018年以降に刊行された次の10冊のテキストを調査した。

- A 鈴木みゆき・吉永早苗・志民一成・島田由紀子（2018），『乳幼児教育・保育シリーズ 保育内容表現』,光生館.
- B 堂本真実子（2018），『保育内容領域表現—日々わくわくを生きる子どもの表現—』,わかば社.
- C 岡健・金澤妙子（2019），『演習保育内容表現—基礎的事項の理解と指導法—』,建帛社.
- D 佐野美奈・佐橋由美・田中千江子（2019），『乳幼児のための保育内容表現—身体・音楽・造形—』,ナカニシヤ出版.
- E 浜口順子（2021），『新訂辞令で学ぶ保育内容<領域>表現』,萌文書林.
- F 浅野卓司（2021），『シリーズ知のゆりかご—子どもの姿からはじめる領域・表現』,みらい.
- G 岡本拓子・花原幹夫・汐見稔幸（2022），『アクティベート保育学⑩保育内容「表現」』,ミネルヴァ書房.
- H 吉永早苗（2022），『子どもの活動が広がる・深まる保育内容「表現」』,中央法規.
- I 島田由紀子・駒久美子（2022），『コンパス保育内容表現』.建帛社.
- J 若谷啓子（2023），『保育者のための表現あそび—音楽・身体・造形のアイディア—』,大学図書出版.

AからHまでの8冊においては「多文化保育」に関する記載は見受けられなかった。Iは、「第15章領域「表現」の現代的課題」の「3 養成校における表現教育の課題/(3)特別な配慮を必要とする

子どもと表現」において594文字で触れられており、「障害のある子ども」や「海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子ども」を対象としている。Jは「第4章子どもの表現を支える保育者の役割」の「3 インクルーシブ保育・多文化保育/(1)インクルーシブ教育システムの構築とユニバーサルデザイン(2)外国にルーツを持つ子どもたちとの共生(3)インクルーシブ保育・多文化保育の実践のアイディア」において、5ページの扱いである。対象としては、「障害を持つ支援が必要な子ども」や「外国にルーツをもつ子ども」である。

このように領域「表現」のテキストにおいて、多文化保育に係る取り扱いが少ない現状が確認できる。八桁（2019）<sup>9</sup>も領域「表現」についての先行研究は稀少であることを指摘しており、一方でこの領域「表現」は多文化幼児教育・保育の充実によって、言語を介さない直接的・共感的・感覚的な異（多）文化理解につながる可能性を示唆している。

### 3-2. 多文化音楽教育と多文化保育

西洋音楽を中心に行われてきた音楽教育において、「タンゲルウッド・シンポジウム」（1967）の影響を少なからず受けた多文化音楽教育は西洋音楽以外のジャンルが注目された大きな転換期ともいえる<sup>10</sup>。このシンポジウムにおける注目すべき報告の共通点は、どの地域においても音楽の伝達はパフォーマンスを見て、音楽を聴いて、試すという過程を経ることである。つまり複数の論者が民族の音楽は身体表現と密接に関わりあいながら伝達されているという共通の認識を有していたことが明らかである。それに加えて、音楽やパフォーマンスを通じた学習者間の相互理解に関して論じられたことも非常に特徴的である<sup>11</sup>。

これらの特徴は地域コミュニティにおいて多様な価値観や文化を受容するためのポイントであるが、乳幼児期における表現活動の特徴と共通していると考えることができる。

そして2006、2008年にThe National Association for Music Educationが後援となり開催された「多文化の音楽に関するシンポジウム」では、幼稚園から大学レベルでの多文化音楽教育の計画を提案することが目指された。そこでCampbellは多文化音楽教育について、人種、民族の起源、年齢、階級、性、数強、ライフスタイルによって特徴づけられる集団の音楽を通して文化を学習することであり、幼児、成人、男性、女性、収入、宗教を含む音楽的文化の研究であるとし、多文化音楽教育が広範囲にわたる課題を有している<sup>12</sup>。このCampbellの多文化音楽教育に対して、Banksの特に幼児における多文化教育が影響を与えたことは特筆すべき点である<sup>13</sup>と共に、多文化音楽教育の視点から保護者や地域の人々から文化を学ぶことは、幼児の関心だけでなく、取り上げる音楽文化の真正性や妥当性を高めることにも繋がることについて疑いはない<sup>14</sup>。

この多文化音楽教育の教材についての研究もなされている。杉江（2023）<sup>15</sup>は、「外国ルーツの子どもと日本の子どもが一緒に歌い、遊び、活動できること」、「子どもと父母・祖父母世代とをつなぐこと」、「日本語習得と母語習得の両方の支援につなぐこと」を方針として、子どものための多文化音楽教材集（歌集）の作成をめざし、更に、宮本・杉江（2025）<sup>16</sup>は文化的多様性を想定した学級のための音楽活動のために外国にルーツをもつ子ども（ないしその親）と日本の子どもが共に謳

い、遊び言葉が学べる教材の開発をしている。また宮本（2024）<sup>17</sup> は教材と指導法の事例を通して、急速に多文化化が進むドイツ社会において難民の子どもたちのために、音楽が心理的な障壁を取り除き、連帯感、自己肯定感を高める教育的・支援的役割を果たしていることを確認している。

そして多文化保育に目を向けると、音楽表現活動においてリトミックや歌唱というように、特に楽曲の持つ音楽の特徴を媒介とすることで非言語コミュニケーションを図る目的を主とすることが多く見受けられる。杉江（2023）と同様に遠井ら（2018）もその活動を「言語を伝えるためのツール」、「伝統や文化を理解するためのツール」、「仲間関係を作るためのツール」として有効であることに着目している。これらの活動の中で子どもたちの関係性構築がどのように行われているのかという点を検討していくことは、多文化共生保育実践を可視化することに繋がることが期待される<sup>18</sup>。

一方で、遠井ら（2018）は「当事者ではない保育者が外国の文化や言語についての保育をすること、特に音楽という専門性がより必要とされる分野においては、伝えていくことの難しさや葛藤」を抱える保育者の存在も明らかにしている<sup>19</sup>。現在の保育者養成課程において入学時のピアノ初学者が増加していることから、理解は容易である。

### 3-3. 文化政策と多文化共生

文化政策としては、2011年の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）において芸術文化の社会包摂機能を明示し、2017年制定の文化芸術基本法にも反映されている。その後策定された「文化芸術推進基本計画」では、文化庁の具体的施策は日本語支援に留まっていることを関ら（2021）<sup>20</sup> は指摘している。

2023年に実施されたシンポジウム<sup>21</sup>では文化芸術による社会包摂事業を通じた次の事例が取り上げられている。一つ目の兵庫県小野市の事例は、外国人住民が孤立している状況、外国人住民の生活が「家—会社—スーパーマーケット」の往復に固定化されていることに問題が見出された。そこで文化芸術による社会包摂事業によって社会課題解決を目指したところ、「孤立していた外国人住民が自分の世界の拡大」、「地域住民の意識変容と交流会の増加」、「議会質問による行政の変化」の主に3点の変化が見られた。二つ目は、神奈川県の実例である。外国に繋がる子どもたちや若者の生活課題に対する処方箋として、美術鑑賞や創作活動が位置づけられてきたが、他の事例にない視点として「親子関係のつなぎなおし」がある。これらの活動を通して、文化と多文化共生のネットワークを形成すること、複数の領域に長けた人材が存在すること、メディアを通して教育普及事業の発信による学芸員たちの理解やモチベーションの向上が示された。このシンポジウムを通して、日本人と外国人、与える側と支援する側という認識を是正するために文化芸術がそのツールと成り得る可能性と、芸術と多文化共生の両者が分る仲介者の存在の重要性を説いている。

### 3-4. まとめと今後の課題

遠井ら（2018）<sup>22</sup> は、「音楽活動は多文化共生保育においてとても有効な保育方法であるといえるが専門性がより必要とされる分野であり、さまざまな国の音楽を知っており幼児教育にも詳しい指

導者や外国にルーツのある保育者がさらに重要な役割を果たすと考えられる。しかし、そのような指導者や保育者はごくわずかであり、特に外国にルーツのある保育者を育成することは重要な課題であるといえる」と述べている。

多文化保育の現場における音楽による援助について、現状の養成課程でどのように知識と技術を育むかという課題がある。保育者養成課程においては、音楽理論を理解しながらの技術取得は時間と労力を費やす現実があり、その上で多文化保育での音楽表現の知識と技術の習得には多くの課題を含んでいる。それを解決させる糸口としてレヅジョ・エミリア・アプローチの教育・保育方法に可能性を見いだせる。保育者、芸術家、教育学者の役割の中において、外国にルーツのある保育者や芸術家、教育学者などと協働することによって、様々な価値観の受容やそれを橋渡しすることが可能になるのではないかと考えられる。また支援される側と支援する側の境界線も不明瞭となることによって、日本人の子どもと外国にルーツをもつ子どもが同等の立場であることを認識できるのではないだろうか。つまり、より多様性の受容や理解がなされるのではないかと考える。

都市部の保育の現場では外国籍の保育者を望む声も聞く。現状の保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するための各種実習において言葉の問題を始めとする様々な課題が考えられるためか、外国人留学生の資格取得を目的としない保育者養成課程への入学があることをも耳にする。しかし現在保育の現場においてもICT化が進められていたり、またコミュニティミュージックの実践などを考えると、その課題を解決する可能性の要素は多い。

多文化保育を日本人学生や外国人留学生が学ぶことによって、保育の現場でその学びを生かすことは言わずもがな、前項の事例にも見られるように広義の対人援助職として地域コミュニティにおける多文化共生社会推進の核と成り得るのではないかと考える。

## 4. 多文化協同組合研究

協同組合は世界で10億人の組合員を有する非営利組織であり、社会的経済的な影響力を持つ。<sup>23</sup> 協同組合研究における多文化共生についての考察は、多文化のバックグラウンドを持つ担い手によって形成された協同組合、すなわち多文化協同組合を分析するものを取り上げることができる。

### 4-1. 主体による類型化

向井<sup>24</sup> (2024) の類型化を参考に、今回は「協同組合を組織する主体は誰か」によって類型化を行うと、「移民・開拓民が自ら協同組合を組織する場合」「別の人が支援し、その協同組合に移民が参加する場合」「生協に雇用されている外国人を分析する場合（すなわち主体はもともと本国に住む人々）」の大きく3つに分けることができる。本稿の目的から、今回は「移民・開拓民が自ら協同組合を組織する場合」及び「別の人が支援し、その協同組合に移民が参加する場合」の論点をまとめるものとする。

#### 4-2. 「自ら作る」場合の論点

移民・開拓民が労働者協同組合、社会的協同組合、生活協同組合を構成する例としては、大橋(2021)<sup>25</sup>の取り上げた在日コリアンが病院や信用組合を設立した事例、在日ムスリム(イスラム教徒)が、冷凍のハラール肉を共同購入して分け合っていたという事例、モスク設立の事例が挙げられる。

移民が自ら協同組合を組織する場合については、以下の論点を挙げる事が出来る。まずは、「自ら担うだけの力をつけること」すなわち日本語能力、ビジネススキルが「担う力」だと想定されるが、移民が自発的に協同組合を立ち上げる時の初期条件として必要である。ムスリムの事例では、大学生ムスリムがモスク設立の契機となり、次に自営業者がサポートをするようになった。ハラール肉の共同購入では、名古屋ムスリム協会が当初輸入販売を開始し、のちにムスリムと結婚した日本人女性ムスリムがハラールショップを開店している<sup>26</sup>。自ら担うだけの力をつけた移民が「宗教・文化の違いによるニーズの実現」を行い、のちに日本人のムスリムという、マイノリティーの中のさらにマイノリティーが協同を行うこととなったのが、在日ムスリムの事例である。

#### 4-3. 「別の人が支援する」場合の論点

愛知県保見団地の事例は、愛知県高齢者生活協同組合ケアセンターほみ<sup>27</sup>が、その中核となる事例である。神田(2025)では、外国人支援団体NPO法人ラテンアメリカセンターから愛知県高齢者生活協同組合に対し、リーマンショックで失業した日系ブラジル人を始めとする移民の働く場所を作ってほしいと要請したことが、その契機であると紹介されている。ケアセンターの職員となるために日系ブラジル人その他外国人はヘルパー講習を受け、高齢者ケアに携わる。保見団地の事例では、保見団地自治会の日系ブラジル人と日本人大学生が接点を持ち、お互いの理解を深めていくうち、ともにケアセンターで働く存在となっている。移民側も日本人側もお互いに異文化理解を行い、区別しない存在として働くことを目標としている。

「別の人が支援する」場合の論点としては、移民側のキーパーソンが日本の文化と自国文化の宥和を念頭に置き、移民の子どもたちへ日本語を教えに来た日本人学生に場所を提供する等、互いを架橋する存在となることである。保見団地の事例では、キーパーソンがむしろ日本人大学生を育て、多文化協同組合の担い手として育てている側面も持つ。移民側が宥和を目標にすれば、日本人側も排他的な姿勢を見せることはなく、互いに地域社会を作る構成員として対等な立場となり、同じ協同組合の組合員としてケアを行う存在となる事が可能となる。

#### 4-4. 本学での多文化共生に役立つ事項

多文化協同組合の研究から、本学が目指す「循環型教育」に関連する事項は「自ら担うだけの力をつけること」「異文化理解を行うこと」に加え、「キーパーソンの育成」及び「大学生としての存在」を挙げる事が出来る。キーパーソンとなる留学生は、米山ロータリー奨学金を始めとする給与型の奨学金を獲得できるような、成績優秀かつコミュニケーション能力及び日本語能力も高く、

日本人学生や地域の企業経営者と交流できる力を持ち、日本と母国を架橋する存在になりたいと希望する、留学生の中でも学習や社会参加に意欲的な層に存在する。また、ムスリムの事例、保見団地の事例にも、留学生及び日本人大学生が深く関わっている。大学生には柔軟性があり、大学という知の拠点で異文化理解について学ぶことが可能であり、また人材育成の拠点ともなっている。協同組合を組織するだけではない広義の「協同」については、本学にもみられる現象である。次稿では「自ら力をつける要件」「異文化理解のきっかけ」について事例研究を行い、持続的に多文化共生における循環型教育が可能となる仕組みについて考察する。

---

<sup>1</sup> 総務省統計局「令和2年国勢調査－人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況－」  
<https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/180.pdf> (2025年11月18日確認)

<sup>2</sup> 総務省『多文化共生の推進に関する研究会 報告書』2006年3月、5頁。(2025年11月20日確認)

<sup>3</sup> はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイト「はままつ多文化事情」(<https://www.hi-hice.jp/ja/multicultural/>)では、「1990年の入国管理及び難民認定法(入管法)の改正を契機に、日系3世までが職種に制限なく就労できるようになったこともあり、浜松市では日系ブラジル人が急増し、全国一ブラジル人住民の多いまちとなりました。」と説明されている。(2025年11月20日確認)

<sup>4</sup> 統計センターしずおか 長期時系列【在留外国人統計】  
[https://toukei.pref.shizuoka.jp/toukeikikakuhan/data/tyoukijikeiretu/gaikokujin\\_zairyuugaikokujintoukei.html](https://toukei.pref.shizuoka.jp/toukeikikakuhan/data/tyoukijikeiretu/gaikokujin_zairyuugaikokujintoukei.html) 在留外国人統計(R5)より作成(2025年11月12日確認)

<sup>5</sup> 「令和6年度 第1回 多文化共生協議会」では、「学生数に占める留学生の割合は、静岡英和学院大学(26.0%)、静岡英和学院大学短期大学部(19.0%)が突出して多くなっている。」と紹介されている。なお、この数値は2020年度のものである。<https://www.city.shizuoka.lg.jp/fuzokukan/s4325/s008528.html> (2025年11月20日確認)

<sup>6</sup> 外務省基礎データ ベトナム 経済 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section4>

<sup>7</sup> 外務省基礎データ ミャンマー <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html> (2025年11月20日確認)

<sup>8</sup> 韓在熙・石井章仁・林悠子・松山有美・三井真紀「保育者養成校の多文化保育に関する教育の現状と課題」『保育者養成教育研究』7巻(2023)、40-45頁。

<sup>9</sup> 八桁健・八桁由布樹「領域「表現」における日本の多文化幼児教育・保育の現状と課題」『教育実践研究』5巻(2019)、73頁

<sup>10</sup> 川村恭子「1980年代の米国の多文化音楽教育におけるWorld Musicの位置づけ－ウエスリアン・シンポジウムおよびThe Butler World Music Projectの検討を通して」『音楽教育史研究』13巻(2010)、1頁

<sup>11</sup> 同上、6頁。

- <sup>12</sup> 峯恭子「幼児期から児童期における多文化音楽教育に関する一考察—“Music in Childhood; from Preschool through the Elementary Grades”を中心に—」『教育学研究紀要』57巻2号(2011)、394頁。
- <sup>13</sup> 八桁健・八桁由布樹「領域「表現」における日本の多文化幼児教育・保育の現状と課題」『教育実践研究』5巻(2019)、74頁。
- <sup>14</sup> 同上、77頁。
- <sup>15</sup> 杉江淑子「子どものための多文化音楽教材(歌集)の開発に向けて—課題の整理と検討—」『日本音楽表現学会第21回大会要項』(2023)、65頁。
- <sup>16</sup> 宮本賢二郎・杉江淑子「文化的多様性を想定した学級のための音楽活動—共に謳い、遊び、言葉が学べる教材の開発—」『日本音楽表現学会第23回大会要項』(2025)、24頁。
- <sup>17</sup> 宮本賢二郎「ドイツにおける難民の子どものための音楽教材と指導法—難民の子どもの歌、並びに音楽による言語支援—」『音楽教育学』54巻1号(2024)、10-11頁。
- <sup>18</sup> 達井あき穂・加藤あや子・ト田真一郎「多文化共生保育における外国にルーツのある子どもの音楽活動の現状と課題—保育者の意識調査を通して—」『エデュケア』39号(2018)、25頁。
- <sup>19</sup> 同上、25頁。
- <sup>20</sup> 関鎖京・朝倉由希・南田明美「日本における在留外国人を対象とした文化政策の現状と課題」『北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編』72巻1号(2021)、98頁
- <sup>21</sup> 南田明美「私たちの地域社会における共生をめざして—今後の多文化共生における文化芸術の役割—」『音楽芸術マネジメント』15巻(2023)、145-148頁。
- <sup>22</sup> 達井・加藤・ト田前掲、25頁。
- <sup>23</sup> 日本協同組合連携機構(JCA)「協同組合とは」「協同組合の概要」によると、「世界には約300万の協同組合があるとされており、組合員の総数は10億人に及びます。世界の協同組合が集う国際協同組合同盟(ICA)には、104か国から310の協同組合が加盟しています。(2025年10月時点)」とある。また、日本の協同組合については「日本では、協同組合に延べ1億835万人(注1)が組合員として加入しています。業種は農林水産業・購買・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅など多岐にわたり、事業収益は27兆6千億円(注2)にもなります。」(注1)各種協同組合の組合員数の合計(複数加入者は重複して計上)(2022年統計)(注2)各種協同組合(連合会含む)の「事業収益」「供給高」を集計(2022年統計)と説明がある。  
<https://www.japan.coop/pr/means.php> (2025年11月24日確認)
- <sup>24</sup> 向井忍『『多文化社会』にどのように臨むのか』地域と協同の研究センター『多文化社会と協同組合』報告書(2)2024年、5頁。
- <sup>25</sup> 大橋充人「在日ムスリムにおける協同の取組—名古屋での事例を中心に—」『協同組合研究』第43巻第2号、11頁及び大橋充人「協同組合の多文化共生への展開」地域と協同の研究センター編『「外国にルーツをもつ人々と協同組合の役割」報告書』、2021年、109-114頁。
- <sup>26</sup> 同上、14頁。
- <sup>27</sup> 神田すみれ「協同組合による外国人の社会参画とその可能性」『人間発達学』第16号、2025年3月、90-94頁。